

## ○入園申込み手続きについて

### ◆ 4月入園（新規入園）の手続き

4月の入園審査は計3回行います。

未定の日程につきましては、決まり次第市ホームページでお知らせします。

#### □申込書配布

##### 【認定こども園】

令和6年9月2日（月）から、第一希望の認定こども園で配布

##### 【保育園・小規模保育園】

令和6年10月1日（火）から、市ホームページからダウンロード又は市役所保育課から郵送で配布

#### □受付

##### 【認定こども園】

園が指定する日時に第一希望の認定こども園で受付・面接

##### 【保育園・小規模保育園】

令和6年10月1日（火）から、市役所保育課まで郵送又は持参

#### □受付締め切り

1次受付 令和6年12月6日（金）

2次受付 令和7年2月上旬

3次受付 令和7年3月5日（水）

#### □結果通知の送付

1次受付分 令和7年2月上旬

2次受付分 令和7年2月下旬

3次受付分 令和7年3月中旬

※特に1次受付の締め切り直前は、窓口が混雑しますので、早めの提出をおすすめします。

### ◆ 5月～翌年3月入園（途中入園）の手続き

年度途中の入園申込みの締め切りは、入園を希望する月の前月の10日（土・日・祝休日の場合はその前平日）までとなります。各月の締め切り日までに保育課（認定こども園が第一希望の場合は、直接認定こども園へ）に書類を提出してください。入園希望前月の25日頃に発送します。入園が決定した場合、各自で園を訪問してください。

## ◆ 保育園の入園選考について

入園の選考につきましては、入園審査方法（６ページ）及び入園選考基準表（８ページ）に基づき行います。

申込状況によっては、定員を超える等の理由で入園できない場合があります。

選考の結果、入園できる場合は、「保育利用承諾通知書」、入園できない場合は、「保育利用保留通知書」を送付します。

申込状況や保育士の配置等によって各年齢のクラス編成は変わります。場合によっては、保育を実施しないクラスもあります。

お子さんの状況及び保育体制により、希望園以外で保育を実施する場合があります。

年度途中に申込みをする場合、新年度分の申込みは別の申込書を提出いただく必要があります。

年度途中に入園した園と新年度に決定する園と異なる場合があります。

（注）申込書類等または聞き取り事項について偽りがある場合には、保育利用承諾後であっても入園の取消しをする場合があります。

## ◆ 入園できなかった場合（２・３号）

選考の結果、入園できなかった場合、申込書の有効期間は入園希望月から3か月間とします。なお、当初申込み時と希望園を変更したい場合や提出した保護者の入園要件に応じた証明書（就労証明書等）に変更があった場合は、その都度、保育課までご連絡及び必要書類の再提出をお願いします。

有効期間の3か月を超えて引続き入園を希望する場合や、申込みを取り下げる場合は、保育課までご連絡ください。

## ◆ 年度途中の転園について

別の保育園等へ転園を希望する場合、「転園届」を在園の保育園等に提出してください。提出期限は、転園を希望する月の前月の１０日（土・日・祝休日の場合はその前平日）となります。転園届は各保育園等にあります。

転園選考につきましては、入園審査方法（６ページ）及び入園選考基準表（８ページ）に基づき行います。

転園の可否については、転園が可能となった場合のみ、前月の２５日頃に決定通知書を発送します。希望する月での転園ができなかった場合は、年度内は継続して毎月選考を行います。転園希望を取り消す場合は、保育課までご連絡ください。

## ◆ 年度途中の退園について

市外へ転出する、家庭での保育が可能となった等により、保育園等を退園する場合は、「退園届」を在園の保育園等に提出してください。退園届は各保育園等にあります。月の途中で退園する場合は、退園日の前月の末日までに提出いただければ、保育料を日割り計算します。

## ◆ 保護者の入園要件に変更があった場合について

入園後、申込時に提出した保護者の入園要件に応じた証明書（就労証明書等）に変更があった場合は、園に変更があった旨を伝え、変更後の証明書を園に提出してください。

※ 入園後、保護者の入園要件の確認をします。新年度へ入園継続する場合も再度入園要件の確認をしますので、ご協力ください。

※ 職場への実態調査や、給与明細書等の提出をお願いすることがありますので、ご了承ください。

## ◆ 提出・提示書類について

### 【保育園等入園申込みの際に提出・提示する書類（２・３号対象）】

- ① 保育利用申込書兼施設型給付費・地域型給付費教育・保育給付認定申請書（１／４）
- ② 家庭状況確認書（２／４）
- ③ 調査事項確認書（３／４）
- ④ 入園申込確認事項チェック表（４／４）
- ⑤ 入園前の生活状況
- ⑥ 個人番号提供書
- ⑦ 入園申込児童及び児童と同居する世帯員全員のマイナンバーの確認できるもの  
（マイナンバーカード、住民票等）
- ⑧ 申請者の本人確認できるもの（マイナンバーカード、運転免許証等）
- ⑨ 父・母の入園要件に応じた書類

次の表のとおり父・母の入園要件に応じ、父・母それぞれ書類を提出してください。提出された書類により入園選考を行います。

| 入園要件 |                            |              | 提出書類                                                  |
|------|----------------------------|--------------|-------------------------------------------------------|
| 1    | 就労                         |              | 就労証明書<br>自営業・農業の方は、就労証明書の他に直近の確定申告書又は開業届（新規開業の場合）（写し） |
| 2    | 妊娠・出産                      |              | 母子健康手帳（写し）                                            |
| 3    | 疾病・障がい                     |              | 診断書又は障がい者手帳（写し）                                       |
| 4    | 看護・介護                      |              | 看護・介護対象者の診断書又は障がい者手帳（写し）                              |
| 5    | 災害復旧                       |              | 罹災証明書                                                 |
| 6    | 就労予定                       | 仕事先が決まっている方  | 就労証明書                                                 |
|      |                            | 仕事先が決まっていない方 | 就労予定申立書兼誓約書                                           |
| 7    | 就学                         |              | 就学証明書及びカリキュラム                                         |
| 8    | 育児休業中<br>（２歳児クラスから年長クラスのみ） |              | 就労証明書                                                 |

※ 離婚調停中の方については、夫婦関係等調整調停申立書（写し）を提出してください。

※ 認可保育施設・認可外保育施設に在園しており、新規に申し込みをする場合は、在園証明書を提出してください。（月 60 時間以上、実際に就労しており、入園後も継続して就労している場合のみ）

### 【保育料等の決定に必要な書類（１・２・３号対象）】

令和 6 年 1 月 1 日（9 月以降利用の場合は令和 7 年 1 月 1 日）に春日井市に住民票がなかった方は、個人番号（マイナンバー）で、他市区町村の税情報を照会します。税情報が確認できなかった場合は、次の書類が必要となりますのでご承知おきください。（所得の申告をしていない場合は、申告してください。）

| 利用開始月   | 書類名                                                |
|---------|----------------------------------------------------|
| 4 月～8 月 | 令和 6 年度市県民税課税証明書 <u>（全ての所得額及び控除額の明細が記載されているもの）</u> |
| 9 月以降   | 令和 7 年度市県民税課税証明書 <u>（全ての所得額及び控除額の明細が記載されているもの）</u> |

※ 令和 6 年度市県民税課税証明書の交付場所は、令和 6 年 1 月 1 日に住民票があった市区町村です。

※ 令和 7 年度市県民税課税証明書の交付場所は、令和 7 年 1 月 1 日に住民票があった市区町村です。

※ 配偶者が配偶者控除の対象となっていない場合は、配偶者の分も必要になります。

※ 税情報が確認できない場合や課税証明書の提出がない場合は、保育料が最高額になります。